

## 埼玉県マンション居住支援ネットワーク会則

平成16年10月30日	設立総会決定
平成17年 4月14日	総会一部改正
平成17年10月13日	総会一部改正
平成18年 4月20日	総会一部改正
平成19年 4月26日	総会一部改正

### (名 称)

第1条 この組織は、埼玉県マンション居住支援ネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」及び「建物の区分所有等に関する法律」の趣旨に鑑み、埼玉県内のマンション区分所有者等及び管理組合並びに広く県民に対し、地方公共団体、特定非営利活動法人、専門家団体、公益企業団体及び広域的支援団体が相互に密接に連携する支援ネットワークを構築して適切な情報提供及び普及啓発を行うことで、良好なマンション居住環境及び地域住環境の形成に資することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マンション管理に関する情報整備・ネットワーク形成事業
- (2) マンション管理に関する知識の普及・啓発事業
- (3) マンション管理に関する相談事業
- (4) マンション管理に関する調査研究事業
- (5) その他マンション管理の適正化及び建替えの円滑化等に関する事業

### (会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員、協力会員及び賛助会員で構成する。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会し、埼玉県内で活動する団体で、次の種別を置く。

- (1) 地方公共団体
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 専門家団体
- (4) 公益企業団体
- (5) 広域的支援団体

3 準会員は、本会の目的に賛同して入会する地方公共団体のうち正会員以外の団体とする。

4 協力会員は、本会の目的に賛同して入会し、活動に協力する団体とする。

5 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、活動の支援、援助等を行う団体とする。

### (営利行為の禁止及び秘密の保持)

第5条 会員である団体及び会員である団体の構成員は、本会の活動において、営利を目的と

した行為をしてはならない。

- 2 会員である団体及び会員である団体の構成員は、正当な理由がなく、本会の活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。会員である団体が本会の構成員でなくなった場合又は会員である団体の構成員がその団体の構成員でなくなった場合も、同様とする。

#### (入 会)

第6条 地方公共団体が正会員として入会しようとする場合は、理事会が別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を本会あてに提出しなければならない。

- 2 特定非営利活動法人又は専門家団体が正会員として入会しようとする場合は、入会申込書及び次の書類を本会あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 団体の概要が分かるもの

(2) 埼玉県内で地方公共団公体と協働（共催、後援、相談員等）して1年以上活動していることが分かるもの

- 3 公益企業団体又は広域的支援団体が正会員として入会しようとする場合は、入会申込書及び次の書類を本会あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。

団体の概要が分かるもの

- 4 準会員として入会しようとする団体は、入会申込書を本会あてに提出しなければならない。

- 5 地方公共団体について正会員から準会員に変更しようとする場合、又は準会員から正会員に変更しようとする場合は、理事会が別に定める届出書を本会あてに提出しなければならない。

- 6 協力会員又は賛助会員として入会しようとする団体は、入会申込書及び次の書類を本会あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。

団体の概要が分かるもの

- 7 理事は入会を諮る理事会において、入会をしようとする団体に出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、会費（負担金、賛助金又は補助金等）を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、総会において定める。ただし、年度途中に入会又は退会の場合の会費は、一年分の会費とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、補助金による会費納入の場合は、理事会において会費の額を変更することができる。

#### (退 会)

第8条 正会員、準会員、協力会員及び賛助会員が本会を退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届（以下「退会届」という。）を本会に提出しなければならない。

#### (除 名)

第9条 正会員、準会員、協力会員及び賛助会員が、次のいずれかの事項に該当するに至った場合は、総会の議決により、除名することができる。ただし、除名を諮る総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会則又は総会の議決に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

( 会員資格の停止及び喪失 )

第 10 条 正会員、準会員、協力会員及び賛助会員が、次のいずれかの事項に該当するに至った場合は、理事会の議決により会員の資格を停止することができる。ただし、資格停止を諮る理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) この会則又は総会の議決に違反したとき
- ( 2 ) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ( 3 ) 正当な理由がなく会費を滞納したとき

2 正会員、準会員、協力会員及び賛助会員が、次のいずれかの事項に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 退会届を本会に提出し、受理されたとき
- ( 2 ) 会員である団体が消滅したとき
- ( 3 ) 会費の滞納が納付期限日から起算して 1 年を経過したとき
- ( 4 ) 除名されたとき

( 役員及び任期 )

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- ( 1 ) 理事 若干の団体
- ( 2 ) 監事 2 団体

2 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

( 役員選出 )

第 12 条 理事は、総会において正会員の中から選出する。

2 監事は、総会において正会員の中から選出する。

( 役員職務 )

第 13 条 理事は共同して本会を代表し、本会の目的を遂行するために必要な事業を企画し、総会の議決に基づき事業を執行する。

2 監事は、会計に関する事務を監査する。

( 会議 )

第 14 条 会議は、総会及び理事会とする。

( 総会 )

第 15 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 定期総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の過半数から会議の目的である事項を示して請求があったときに、開催する。

4 総会の招集は、理事会の議を経て事務局長が通知する。

5 総会の議長は、理事の互選による。

6 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

- 7 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 8 準会員、協力会員及び賛助会員は、総会に出席し、発言することができる。
- 9 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画及び予算の決議
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) 会則の制定及び改廃
  - (4) 理事及び監事の選任
  - (5) その他本会の運営に関し重要な事項

#### (理事会)

- 第16条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、理事が必要と認めたときに開催する。
- 3 理事会の招集は、理事の命を受けて事務局長が通知する。
- 4 理事会の議長は、理事の互選による。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の総意をもって決する。ただし、出席理事から議決の請求があったときは、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 7 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要さない会務の執行に関する事項
- 8 理事会において議決すべき場合について、理事全員の承諾があるときは、第2項に規定する招集通知を行うことなく、書面により第6項に規定する議決をすることができる。ただし、あらかじめ、理事会において、理事の承諾の方法及び書面による議決の方法等を定めておかなければならない。
- 9 理事会は、必要がある場合は、会務の執行に関して作業部会を設けることができる。
- 10 前項の作業部会に関する規定は理事会が定める。

#### (事務局)

- 第17条 本会の事務(会計事務を除く。)を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局長は、理事会において任命する。

#### (会計局)

- 第18条 本会の会計事務を処理するため、会計局を置く。
- 2 会計局長は、理事会において任命する。

#### (会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(備付け帳簿)

第20条 本会には、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計簿
- (3) 会議録
- (4) その他必要な帳簿

(会則の改正)

第21条 この会則は、総会において出席した正会員の3分の2以上の同意をもって改正することができるものとする。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項については、理事会が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成16年10月30日から施行する。
- 2 会費は、第7条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までは、納付を要しない。
- 3 設立当初の役員(理事及び監事)は、第12条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。また、その任期は、第11条第2項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。
- 4 設立総会は、第15条第2項に規定する定期総会とみなす。
- 5 設立総会の議長は、第15条第5項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 6 設立当初の事務局長は、第17条第2項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 7 設立当初の会計局長は、第18条第2項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 8 設立当初の会計年度(平成16年度)は、第19条の規定にかかわらず平成16年10月30日から平成17年3月31日までとし、第15条第9項に規定する予算及び決算に関する事項は適用しない。
- 9 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項については、第22条の規定にかかわらず設立総会で定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、平成17年4月14日から施行する。
- 2 第7条に規定する会費について、理事会において特別な事情があると認めた場合に限り、地方公共団体の平成17年度の額の一部を免除することができる。

附 則

- 1 この会則は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月20日から施行する。

- 2 第7条に規定する会費について、理事会において特別な事情があると認めた場合に限り、地方公共団体の平成18年度の額の一部を免除することができる。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月26日から施行する。
- 2 第7条に規定する会費について、理事会において特別な事情があると認めた場合に限り、地方公共団体の平成19年度の額の一部を免除することができる。